

いじめの重大事態対応マニュアル

～いじめ事案、重大事態に適切、的確に対応し、児童生徒の安全安心を守るため～

北杜市教育委員会

<はじめに>

北杜市教育委員会では、これまでも「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめは、どの子どもどの学校にも起こり得るものである」という考えのもと、学校と連携を図り、いじめ防止等の対策に取り組んできました。しかし、それはまだ十分といえるものではありませんでした。

改めて、目の前の子どもたち一人一人の健やかな成長を願い、いじめの未然防止、早期発見に努めると共に、いじめ問題に真正面から取り組んでいく必要があります。

本マニュアルは、初期の段階から適切に対応できるよう、また重大事態が疑われる場合に的確に対処していけるようまとめたものです。



1 「いじめ」への意識をかえよう！ ～意識のズレが被害を拡大し、重大事態へと発展～

○いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るもの

【大切にポイント】

- ・ 日常的な児童生徒の観察・・・言動、表情、つぶやき
- ・ 定期的な面談・アンケート・・・本人の訴え、友人の気付き

↓

「気にしすぎだ」「相手はそんなつもりではない」という捉え方をしない。

まずは、児童生徒の心情に寄り添って話を聴く。

担任一人で抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」で迅速かつ的確に対応する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめが疑われる場合の対応の流れ

◆いじめの発見 どこでも起こりうるという意識 ・ 情報のキャッチ

ポイント
気づきと把握

(具体例)

- 生活ノート等からの気づき
- アンケート調査からの発見
- いじめが疑われる言動の発見
- 児童生徒、保護者からの訴え
- 他の教職員からの情報
- 理由がはっきりしない欠席 等々

個人で判断しない

報告・相談

関係職員へ

◆情報収集・整理

ポイント
事実確認

- ①いつ ②どこで ③誰が(被害者) ④誰に(加害者)
⑤どのように(言動・行為) ⑥被害者の心情は ⑦現在の状況

聴取した人、聴取した日時も記録しておく

報告

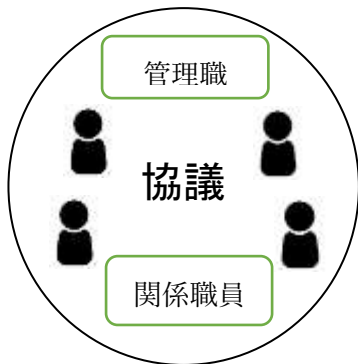
管理職へ

◆指導・支援方針の決定

ポイント
組織の判断と記録

正確な実態把握と速やかな協議

組織対応 指導支援方針の決定



学校長

招集

学校いじめ対策委員会

校長

教頭

教務主任

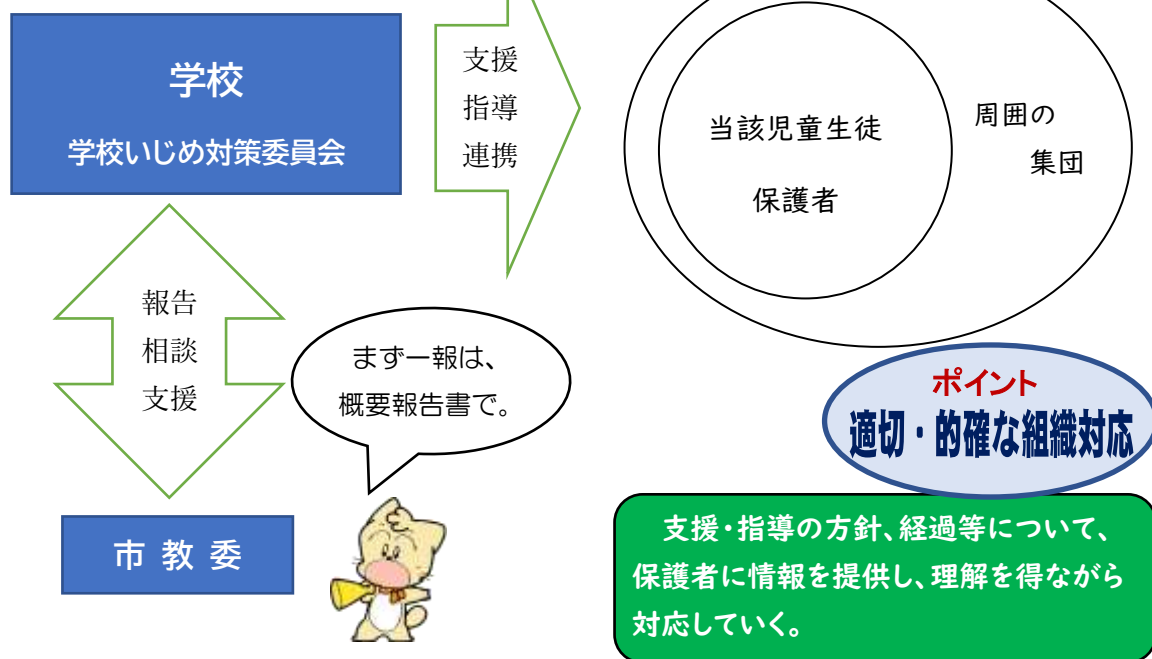
学年主任
生徒指導主任
養護教諭
SC 等

学級担任
部活動顧問 等



記録者を決めて、
記録を残そう

◆組織による対応



◆継続指導・経過観察

いじめの解消に向けた取組

(いじめ解消の目安)

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続している (目安3か月)
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない

2 「重大事態」は、学校だけで判断することなく、市教委へ相談！

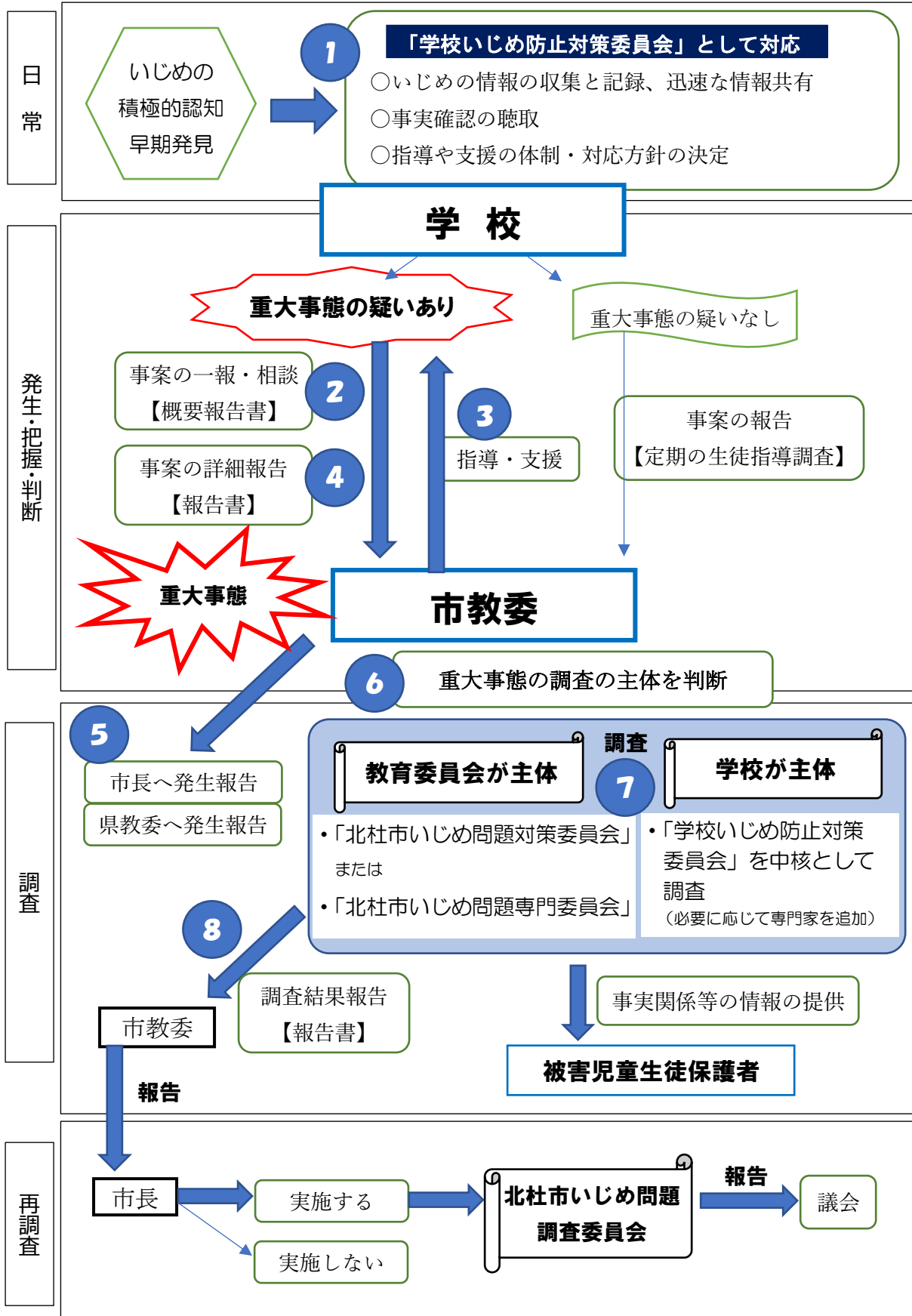
ポイント
早めの一報と連携

【重大事態】とは・・・

- 1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
例：児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合
- 2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
欠席日数年間 30 日を目安。連続して欠席の場合は 30 日に達しなくても迅速に。
- 3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

いじめ重大事態対応フロー図

北杜市教育委員会



3 調査についてのポイント 〈「聴き取り」と「指導」は分離し、指導は事実認定のもとに〉

①調査の趣旨

- ・ いじめの事実関係を明確にするため、また、再発防止につなげるため。

②調査の内容

- ・ いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか。
- ・ 職員はどのように対応したか、適切であったか。

③調査の方法・対象

- ・ 誰を対象とするか、どのような方法で実施するか、十分検討する。
- ・ 調査方法について、被害児童生徒・保護者に対して説明し、理解を求める。

<調査方法>

ア. 聴き取り イ. アンケート ウ. 各種記録 等

<調査対象>

ア. いじめの被害者・加害者 イ. 他の児童生徒 ウ. 保護者 エ. 教職員 等

④調査の留意点

- ・ いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。
- ・ 学校運営上の問題等についても、事実としっかり向き合う姿勢で調査を実施する。
- ・ 被害児童生徒・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向をくみ取りながら調査を実施する。

⑤関係資料の保存

- ・ 調査の記録及び資料等に関しては、その整理保管を確実に行うよう留意する。
- ・ 調査報告書及び添付資料の保存期間は5年。

4 調査結果等の説明について

ポイント
被害者の心情の理解

いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果を当該調査に係る被害児童生徒及び保護者に対して適切に提供する必要があります。

その際は次の点に留意します。

- ・ 詳細な調査を実施していない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明しないこと
- ・ 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと
- ・ 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を築くこと

5 調査結果の公表等について

調査結果を公表するか否かは、市教委及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断します。（特段の支障がなければ公表することが望ましい。）

市教委及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

また、市教委及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行います。学校は、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気づかせるとともに、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させ、再発防止に努めなければなりません。

6 再発防止に向けた取組について

学校は、調査により明らかにされた事実と誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

また、全職員の共通理解のもと、児童生徒の安全を守ることを最優先としながら、事案の再発防止に向けた迅速な対応が必要です。

「これまで行ってきた学校のいじめ対策の取組に問題はなかったか」「組織の体制として、不足していることは何か」等について協議し、出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全職員で共通理解することが重要です。

新たな事案の未然防止に向けて、組織で取り組んでいきましょう。



「いじめ対応 アクションプラン」を
もう一度 読んでみよう!

